

## (禁止地域等の指定)

### 屋外広告物条例第4条の規定による禁止地域等の指定

平成9年4月1日  
告示第75号  
平成25年5月29日  
告示第260号  
平成29年3月18日  
告示第100号  
平成29年4月1日  
告示第141号

和歌山市屋外広告物条例（平成8年条例第57号。以下「条例」という。）第4条の規定による市長が指定する区域を次のように指定する。

#### 1 条例第4条第2号に規定する指定区域

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物 （市長の指定する区域のある建造物）	市長が指定する区域
東照宮 本殿ほか （和歌浦）	東照宮の境内地
天満神社 本殿ほか （和歌浦）	天満神社の境内地
護国院 多宝塔ほか （紀三井寺）	護国院の境内地
加太春日神社 本殿 （加太）	加太春日神社の境内地
旧中筋家 （禰宜）	当該建造物の敷地

#### 2 条例第4条第3号に規定する指定区域

和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第3条第1項の規定により指定された建造物 （市長の指定する区域のある建造物）	市長が指定する区域
木ノ本八幡神社 本殿 （西庄）	木ノ本八幡神社の境内地
力侍神社 （川辺）	力侍神社の境内地
阿弥陀寺 本堂 （鳴神）	阿弥陀寺の境内地

3 条例第4条第4号に規定する指定区域

和歌山市文化財保護条例（昭和41年和歌山市条例第16号）第3条第1項の規定により指定された建造物 （市長の指定する区域のある建造物）	市長が指定する区域
海禅院の多宝塔 （和歌浦）	海禅院の境内地
湊御殿 （和歌浦）	当該建造物の敷地
大立寺の山門 （橋向丁）	大立寺の境内地
光恩寺庫裏 （大垣内）	光恩寺の境内地

4 条例第4条第6号に規定する指定区間

一般国道26号（和歌山市梅原における一般県道西脇梅原線との交点から大阪府との境界までの区間）
主要県道和歌山打田線（和歌山市岩橋における一般県道岩橋栗栖線との交点から岩出市との境界までの区間）
主要県道岬加太港線（和歌山市加太における主要県道粉河加太線との交点から大阪府との境界までの区間）
第二阪和国道（和歌山市大谷における主要県道粉河加太線との交点から大阪府との境界までの区間）
京奈和自動車道（阪和自動車道との交点から岩出市との境界までの区画）

5 条例第4条第7号に規定する指定区域

- (1) 阪和自動車道及び京奈和自動車道の路端から両側各300メートルの地域のうち、その海拔高が当該道路の路面よりも高く、かつ、当該道路から展望することができる区域
- (2) 条例第4条第6号に規定する指定区間（京奈和自動車道を除く。）の路端から両側各200メートルの地域のうち当該道路から展望することができる区域

6 条例第4条第9号に規定する指定区域

市内の1級河川、2級河川、準用河川及び普通河川

7 条例第4条第12号に規定する指定区域

和歌山県立紀伊風土記の丘管理区域

8 条例第4条第13号に規定する指定区域

紀三井寺及びその周辺の地域のうち別図に示す区域

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別図

